

## 令和5年度 第3回

### 白石町町民協働による地域づくり条例検討会議 議事録

日時：令和5年11月27日（月）19：00～20：15

場所：白石町役場 3階大会議室

#### 1. 開会

○山口総合戦略課長

こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議を始めさせていただきます。会議に入ります前に、資料の確認をいたします。配布資料ですけれども、令和5年度第3回の次第が1枚付いているかと思います。それとA3の紙で、前回の会議で出ました案を基に作成した、改正1 白石町協働の推進による地域づくり条例案が1枚、その後、事務局で話し合いを行い、改正2 白石町協働の推進による地域づくり条例案、2つの条例案をA3の資料で1枚ずつ、つけております。また、新旧対象表といたしまして、今まで出てきた条例案を簡単に比較できるようにしたA4の紙を1枚つけているところがございます。過不足ございませんでしょうか。それでは、本日の会議は次第により進めていきたいと思っております。

#### 2. 会長あいさつ

○山口総合戦略課長

次第の2番目でございます。会長あいさつに入ります。五十嵐会長よろしくお願ひいたします。

○会長

みなさんこんばんは。前回こちらの方でたたき台となる素案を提案いたしました。それに基づいて、事務局のほうで修正案を2案作らせていただきました。それについて本日も意見をいただいて大方まとまれば、これをもって町の方に提出する提案としたいとこのように思っております。それではどうぞよろしくお願ひいたします。

#### 3. 協議事項

○山口総合戦略課長

ありがとうございました。それでは3番目の協議事項に入りたいと思っておりますので、五十嵐会長の方に会議の議長の方をよろしくお願ひいたします。

○会長

それでは条例案の検討です。先ほど申し上げましたように2案を今回提案させていただきます。

きます。まずはそれぞれの案についてちょっと朗読していただこうと思います。よろしく  
お願いいたします。

○陣内総合戦略課白石創生推進係主事

それでは改正1の方から読み上げをさせていただきます。A3用紙のほうが見えやすい  
かと思いますので、そちらの方をお願いいたします。

添付資料1（改正1 白石町協働の推進によるまちづくり条例）の読み上げ

添付資料2（改正2 白石町協働の推進によるまちづくり条例）の読み上げ

以上です。

○会長

ありがとうございます。元々の素案、それから改正1、改正2について違いがいろいろ  
ありますので、まずは事務局の方で説明をいただけますか。どの部分が違う、この比較表  
で説明した方がいいのかな。後は事務局の方でどこが、どう違うのか改正案1と2の違い、  
同じところが何で、違うところは何か。改めて説明していただけますか。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

それでは改正案と見比べながら見ていただきたいと思います。最初にタイトルですけれ  
ども、前回の会議を踏まえまして、まちづくり条例ですね。前回は地域づくり条例となっ  
ていたところ、まちづくり条例ということで、ここは改正1、改正2とも、まちづくり条  
例ということに統一をしています。それから前文ですけれども、前回前文の2段目が1文  
になっているのを2文にした方がいいのでは。というご指摘を踏まえまして、途中で文章  
を1回区切っています。ちょっと見にくいですが、赤で書いてある部分、「進める必要  
があります。」と1回区切って、「そこで」という繋ぎをいれて、2文にしています。こ  
こは、文章自体は改正1と改正2とも同じ文章になります。

○会長

はい、ちょっと切っていきましょか。まず、条例の名称ですけれども、前回の素案の  
地域づくり条例を、まちづくり条例という名称に今回は変えています。これは改正1、改  
正2も同じです。それから前文です。2段落目、素案では文章が長かったので、文章を2  
つに分けて、「進める必要があります。」と一旦切り、「そこで」の接続詞で繋げる。これも  
改正1、改正2は同じです。まずは条例の名称と前文、改正1と改正2は全く同じです。  
そのところをご確認をください。次、目的の第1条、ここは変化ないんですよ。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

はい、そうですね。

○会長

目的の第1条は初案、改正1、改正2も同じです。変更ございません。次、定義の第2

条、この辺りからちょっと微妙な違いが出てきます。ここの説明をお願いします。

#### ○辻総合戦略課白石創生推進係係長

定義の1番が前回、町民から町民等と続いていたんですけども、(1)の方に前回の(7)でありました、協働のまちづくりを1番に持ってきております。で、改正1も改正2も(1)は協働のまちづくりということになっています。それから改正2の方で説明文の途中に「自分たちの力で住みよい町にしていくために」という文言を改正2のほうで追加ということになっています。

それから次の(2)の町民です。ここについては、「また」という文字が漢字になっているというところが変更点になっています。それから(3)が町民等です。町民等については、「町民並びに町内で」というところを赤字で書いてありますように「及び」という表現で合わせています。途中、「または」を「又は」の漢字にしております。(4)地域コミュニティです。ここにつきましては、改正1と改正2の方で若干違っていて、改正2の方には、1番頭の方に「町民等のうち」という文言の追加をしています。それから、改正1のところで出てくる「自分たちの力で住みよいまちにしていこう」という文言を改正2の方では無くなってしまっていて、この文が(1)の協働のまちづくりの方に移動した形になっています。それから(5)です。(5)が改正1では地域活動、それから改正2の方では地域活動が無くなりまして、地域づくり協議会が項上げといたしますか、(5)にきています。(6)は市民活動です。市民活動ですけども改正2の方では、市民活動自体が無くなっております。それから、改正1の方では(7)が地域づくり協議会ということになります。それから改正2の地域づくり協議会の説明文なんですけれども、一番頭の方に「地域コミュニティ組織のうち」という文言を追加しております、さらにその後、「各団体や地域住民組織が新しいネットワークで緩やかに連携して」という文言が追加された形となっています。定義、少し分かりにくいですけども、改正1と改正2と前回の原案と全て変わったような形となっています。

#### ○山口総合戦略課長

ちょっと補足をさせていただきます。ちょっと、大きく変わった部分なんですけれども、先ほどの定義のところ2条です。(3)事業者の部分というのが、「町内において営利を目的とする事業を行う個人及び法人、その他の団体をいう。」ということで、原案の方にはありますが、改正の方では無くなっているということです。これにつきましては、改正案の(3)のところで、「事業を営み」というような形で出てくるので、事業者の部分は削ってあるという認識でおります。それと、大きくなんですけども、原案の(5)地域活動のところですね、ここで、「自治会」前回の方から議論がございましたけれども、内部協議をいたしまして、今の段階で、条例で誘導することができるのか、できないのかという根本的な話をしておりまして、なかなか行政側から条例のなかに折り込むというのが難しいだろう、ということで、今回、改正案の方からは除いているというところでございます。

○会長

定義の第2条のところをかなり整理しております。この比較表で1番左側がそもそもの原案です。原案では、1項から8項まで8つありました。それを改正1の方では、7つに短縮、縮めております。その中には先ほど言われた、事業者ですね。事業者という定義は行わない、という形になっています。そして、改正2の方は5つに集約をしています。そしてその改正1、改正2に共通して第1項に協働のまちづくりを最初に持ってきたということです。順番を入れ替えています。改正1と2比べていただくと分かりますが、協働のまちづくりが第1項です。その協働のまちづくりで改正2の方は2行目のところに「自分たちの力で住みよいまちにしていくために」という文言をこちらに付け加えています。第2項、町民は変わりません。第3号、町民等これも変わりませんが、もともとの素案にあった事業者を(3)町民等の中に、「町民及び町内で事業を営み」というところで事業者を加えていることとなります。それから第4項、地域コミュニティについては改正の1よりも2の方が若干短縮をしています。そして、改正1の(6)市民活動、これを改正2では削除しています。この理由は何だっけ。市民活動を項目から外した理由はなんでしたっけ。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

市民活動団体も事業者と同じように、町民等の中に大きな意味で含まれるという整理で削除した形になっています。

○会長

簡単に公益的な活動を行うNPO等を私は想定しているんですけども、地縁的な組織とはかなり違う位置づけで市民活動団体を位置付けているんですが、それがこの町民等の中に含まれる。町民等、「町民及び町内で事業を営み、又は活動する個人及び法人、その他の団体をいう。」その他の団体、この(3)の、その他の団体に市民活動団体を加えるという解釈にするということですよ。第2条の定義のところは原案、改正1、改正2、それぞれ違っています。改正2がかなりシンプルに集約をした形になります。ご質問ご意見は後で一括してお伺いいたします。それでは次、第3条、基本原理というところです。ここは、1と2は違いありません。原案とも違いありません。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

改正1と改正2の違いが、改正2が表現の形を「しながら協働のまちづくりを推進する。」という1から3まで全て同じ形にしているということです。

○会長

第3条基本原則、ちょっと微妙に違います。改正1では「町民等及び町は、対等な関係で役割を分担しながら」となっていますが、改正2では「対等な関係で、相互の立場を尊重しながら」となっており、第3条の1項の表現がちょっと違います。2項も、改正2の方では「情報の共有をしながら」という文言ですね。改正1の3項を改正2の2項に盛り込んでいる形になります。そういう違いになります。次、第4条 町民等の役割と取組、

これは変更が無しですね。次、町、行政ですが、「町の役割と取組」これは原案からもう少しシンプルになっていまして、ここを説明してください。改正1と2の違い。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

第5条ですね。5条につきましては定義のところでは地域コミュニティ組織なり地域活動団体、市民活動団体については、町民等に含まれるということで「町は」の後の、「町民等」というこれだけになったという、そういった事で文章がギュッと短くなっています。

○会長

先ほどの第2条の定義のところでは項目を集約したことが反映されて、改正2の方では、町民等の中に、地域コミュニティ組織、地域活動団体、市民活動団体等を包含させるという趣旨で第5条がシンプルに集約化された内容になっています。次、第6条、地域コミュニティ組織のところですが、これはまず項目の名称が、地域コミュニティ組織及び地域活動団体の役割と取組から地域コミュニティ組織の役割と取組に変えて、第6条も先ほどと同じ論理ですね。地域コミュニティ組織、地域活動団体のところを短縮させたということになります。そういう理解でいいですね。第7条が市民活動団体は先ほどのとおり改正2ではその他の活動団体に含めた関係上、改正2では改正1の第7条に相当するものは無しと、そして、代わりに改正2の方で新たな第7条で「町民等及び町は、地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。」とこれを新しい7条に加えた、という違いになります。少々ややこしいですけども、1番左側の原型をベースにして改正1と2の修正案を提示していただきました。それではご自由に、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員

5条のところでは、「町は」と書いてあるんですけど、町というのは役場だけですかね。町の福祉協議会とかはちがうんですかね。2条のところでも町とありますが、なんか定義づけした方がいいのかな。と思います。

○会長

町は基本的に役場です。行政といいますよね。それに関連していろんな組織等があります。外郭団体というか、関連団体というか、例えば今言われた社協は地域活動団体ですね。社協の位置づけ分類上は、これは町じゃないですよ。町はあくまでも役場の組織なので、町長が居て副町長が居て、それ全体を町というふうに置くという位置づけですので、定義づけがそれは必要になりますか。町は。

○委員

私たちというか、私の感覚だと町はといたら町長、副町長、教育委員会、議会というのが入る。

○会長

議会も含めるんですね、はい。

○委員

ただ、社会福祉協議会、町が出資している文化財団とかは入らないという認識ですけど、もし入れるんだったら定義をしなければならいかなと思います。町等とはという時の町等は、に含めるのなら定義づけが必要かなというのが私の考えです。

○会長

町等という表現は出てこないですよ。あくまでも町で。

○委員

この案文では社会福祉協議会とか、文化財団とか非常に町として関係の深い、団体はこの地域活動団体というか、町内で、事業を営み活動する法人にあたりますよね。

○会長

だから（３）町民等の中に位置づけられますね。

○委員

そこは線の引き用で社協さんとか、文化財団さんとかは町くらいの義務を負うとするのか、町までの義務は負わないとするかによって、変わってくると思います。いまのところはそこまでの意見を求めているですよ。

○会長

そうですね。あくまでも地域活動を行う団体の構成する組織くらいの位置づけでよかろうと思います。

○委員

この２条の中の定義からは外していいということですかね。

○会長

はい。ここではあえて定義づけは必要ないと思います。はい、他に何かございませんか。

○委員

前文の文の流れからということで、「そこで」で切っておりますけど、基本それでいいと思うんですけど、そうすると文章の構成として起承転結との見方で考えると、そこでは段落替えが入るのかなと思います。ちょっと構文的にはどうなのかなと。

○会長

「そこで」のところで改行して、段落を分けるというご意見です。その方がすっきりしますね。どうでしょうか。法規どう。

○徳永総務課総務係主査

法規の中で、「そこで」という風につなぐことがおそらくあまり無いですね。但し書きとかはあるんですけど、「そこで」というのはこれちょっとここで話し合っ繋ぎ言葉が、「その為」か「そこで」なのか悩んだところではあるんですけど、ちょっとここも書きぶりと伝え方だと思いますので改行してもいいのかなと、そのままでも大丈夫なのかなと思います。

#### ○会長

「そこで」という接続詞がちょっとやっぱり違和感があるね。前文とはいえ条文で「そこで」というのは、なんか違和感ありますよね。むしろ、改行して「その為には」とかにしますか。でもそうなると、「条例を制定します。」には繋がらないのか。難しいですね。むしろここ、接続詞ではなくて、「必要があります。」で改行して私たちはという主語にしましょうか。「私たちは地域の課題に関心を持ち」、むしろ接続詞ではなくて、主語を「私たちは」にして改行した方がすっきりするかなと思います。どうでしょうかね。いや、その前の段落も「私たちは」になっていますね。またきたらおかしいか。他市の前文の最後の方はどうですか。主語を入れた宣言的なものですかね。それか、2段落目の「私たちは」はとっても問題ないですよ。「少子高齢化と人口減少が進み、町民の地域への関わりも希薄になりつつあるなかで、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを進める必要があります。」2段落目の「私たちは」を取って3段落目の主語を「私たちは」と変える方法もあります。「そこで」ではなくて。どうでしょうか。変に接続詞を使わずに、改行して、改めて「私たち」という主語を入れ替える、そういう考えで、ちょっと修正検討してください。他にございますか。

#### ○委員

第7条の市民活動団体の役割と取組、改正1のところですよ。町や白石町がしているのに、市民の役割とか取組とか出てきて、ちょっと場違いだなという感じがしたんですけど。

#### ○会長

一般的に市民活動団体というものはですね、NPOだとか地縁的な組織ではなくて、例えば、佐賀市に拠点を置いて活動をしている団体が白石町でなにか行う場合を想定すると、地縁組織では全くなくて、いわゆるNPO等の一般的にいう市民活動団体なんですよ。そういう意味で使っているんですけども、町民目線で市民活動団体というのがイメージできないことは、たぶん予想されます。そういう意味で、もし市民活動団体を使うのであれば、先ほど述べた定義のところに原案と改正1では市民活動という定義を入れているんですね「町民等が行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいい、その活動を行う団体を市民活動団体という。」と、定義をしたうえで最後のところに市民活動団体の役割と取り組みが出てきます。改正2の方では、市民活動団体という文言自体を削除していますので、改正2の方では旧7条、市民活動団体の役割と取組、自体も項目として削除をしているということになります。市民活動団体という用語を使って役割を明記するのか、これが原案と改正1です。改正2の方では市民活動団体そのものを、名称自体を外しているという改正案になります。私が1番心配するのは、地域の住民だけで、協働のまちづくりの推進ができるかというところやっぱり弱くて、やはり公益的な活動を行う、NPOとの連携は必要だろうと思っているわけです。それでいうと改正2の形にするのか、改正3を活かすとするれば、定義のところ改正2の定義(3)ですね。町民等のところで「町民及び町内で事業を営み、又は活動する個人、法人、その他の団体」この、

その他の団体の中に（NPO等を含む）とかそういう文言を入れれば、ある程度問題は解決するかなという気はします。その他の団体いろいろあるので、NPO等を含む、を改正2の（3）のその他の団体のところに括弧に入れておけば大丈夫かなという気はします。

○徳永総務課総務係主査

カッコ書きがダメという風にはならないんですけど、私がお市町を調べた中には、どちらかといえばこの団体の中には良い団体しか含まれていなくて、内容を言いたいがためにカッコ書きを使う時は、そういうのを除くという場合の方が多かったかなと思うんですね。除外の方で言えば、要は会長が今おっしゃっている、いわゆる協力的な団体さんはその他団体と捉えて、悪しき団体さんといいますか、どういったものといった事は難しいですけども、除く形であればカッコの但し書きでもいけるのかなと思うんですけど。

○会長

除外条項でカッコ書きを使うのが多いということですね。

○徳永総務課総務係主査

そうですね。ちょっとその、団体のいわゆるこういう人達を言うという中で、定義のところではあるのかな、ちょっとカッコ書きがダメということにはならないかなと思います。なんとかを含むとか、そういう書きぶりはあると思いますので。

○会長

そしたらカッコ書きじゃなくて、（3）のところ「又は活動する個人及び法人、NPO等の他の団体をいう」ちょっとその町民等に外部者も含まれることは定義づけているんだけど、あくまでも町民等は町民及び町内で事業を営み、または活動する個人を前提にしているから、町外の活動団体を何か包含するような表現にしとかなないと、町民だけでやり切れない点はたくさんあるので、そこのところちょっと留意が必要かなと。もし市民活動団体を削除するのであれば、それに相当するものを改正2の中に盛り込む必要がある。無ければ改正1の市民活動の方を採用するといずれかの選択肢になるかと思います。他にございますか。とりあえず問題点を出していただいて。改正案の1と2の大きな違いは、新しい7条ですね。地域づくり協議会の設立、これを条としてしっかり位置付けているのが改正2の方です。もともと地域づくり協議会は2つ立ち上がっていてこれを広げなければいけないという前提もあって、この条例の制定につながってきている経緯も含めると、はっきりと地域づくり協議会の設立を1つの条として掲げているのが改正2ということになります。要はまさに理念条例ですから、全ての地区でこの協議会をやることを義務化しているわけではないんですけども、立ち上げてほしい、立ち上げるべきだというニュアンスが第7条の中に新たに盛り込まれているということになります。それは改正1の第6条ですね。これを改正2では2つの条文に分けているわけです。改正1、2も共通するのは地域づくり協議会の設立に取り組むことをしっかり条例上に盛り込んでいるということでは同じです。どっちがすっきりするかということですね。これはたぶん改正2のほうが分かりやすくすっきりしているとは思いますが。他に何かございますか。

○委員

1 番初めのところで、人と大地がうるおい輝く豊穡のまち 白石。これ「まち」は、平仮名です。次の「私たちの町は、」の「町」は漢字ですが、どういった使い分けですか。

○会長

当然、違和感はあろうかと思えます。1 行目のこれは総合計画のキャッチフレーズをそのまま持ってきているので、それが平仮名の「まち」なんだよね。2 段落目からの町は、まさに行政単位としての「町」表現のニュアンスは若干違うんですよね。平仮名で書くと、これ、「さが」を平仮名で書くか漢字で書くかと同じで、平仮名で書くと非常に広い意味で捉える考え方になります。漢字で書くとやっぱり行政単位、行政上の区分の白石町みたいなのが漢字のイメージになりますね。それでいうとその、条例案のまちづくり条例の「まち」は平仮名になっているので、この使い分けは本当になかなか、どこかで線を引くのは難しいんですけども、平仮名と漢字の使い分け。まちづくり条例の「まち」を漢字にするという議論は前回していないんですよね。地域づくり条例をまちづくり条例に変えただけの話ですよ。条例の名称として平仮名の「まち」か、漢字の「町」か。協働のあれでまちづくり協議会との文言はたくさんあるんですが、これ全て平仮名ですね。ご意見をちょっとどう整理するか難しいですが、条例の名称として平仮名の「まち」、それから、前文の第 1 行目の「町」、これはかなり抽象的なイメージになります。2 段落目からの「まち」は、あくまでも行政単位としての白石町、というイメージですね。この辺りの使い分けで違和感を持つ町民は居るでしょうか。平仮名と漢字何で違うのかと。

○委員

コミュニティ政策とかしている人というのは、平仮名の「まち」と漢字の「町」というのは使い分けしていますよね。それから、市民という言葉も町民と市民は違うのかとかもありますよね。難しいですよ。その人の経験で、そうですね、漢字と平仮名で、「まち」の使い分けが必要なのかですね。

○会長

これ議会に諮った時に、議員から質問があった時に執行部が答えなきゃいけないんですよ。平仮名と漢字なにが違うのかとか。

○山口総合戦略課長

おそらく答えとしては、先ほど会長がおっしゃったように非常に使い分けは難しいんですけど、みたいな表現になるとは思うんですけども。でも今おっしゃるように、タイトルは「豊穡のまち」としながら、そこの説明文は「町」という、この少しばかりの確かに言われてみると違和感に思うところではありますね。おそらく総合計画からそのまま引っ張ってきているのでタイトルと行政機関の計画としての「まち」というのが、違っているというわけだと思うんですよ。

○会長

この 1 行目の豊穡のまち 白石。は総合計画から持ってきたキャッチフレーズみたい

なものなので、ここだけ鉤括弧で括るのはだめかね。「人と大地がうるおい輝く豊穰のまち白石。」ここだけ鉤括弧にして、このキャッチフレーズで町の総合計画からの引用という風なことを示すことはどうですか。条例はあんまりそういう例はないか。鉤括弧で括るといふのは。

○徳永総務課総務係主査

鉤括弧で強調がないわけではないと思うんですけど、そもそもちょっとこの前文の、平仮名書きで、理念的なものを含めるということ自体が条文としては、なんというか。平仮名書きから常態に変わっていくというのが、白石町ではまず無いんですよ。

○会長

だからこれが今回初めて出す理念条例なので、通常の条例とはやっぱり表現が違って当たり前くらいの認識で臨むしかないのかなという気はいたしますね。通常の条例だとやっぱり、平仮名はそんなに使わないと思うんですけど。ここさ、1行目と2段落目の間を1行空けて、キャッチフレーズ的な位置づけで、人と大地がうるおい輝く豊穰のまち白石。の下を1行空けるやり方は条例上好ましくない。前例は無いと思うんですけど。1行空けることでこっちのニュアンスを理解してもらうような事はあるかないのか。

○徳永総務課総務係主査

例えば、人と大地がうるおい輝く豊穰のまち白石。の後の「。」を無くす。それで、キャッチフレーズだよというのは、おそらく町民の方であればある程度理解が出るのかなというちょっとこれに基づいてというところ、条文上、法制上というところとは、ちょっとなかなか違うところもあるんですけど。

○会長

最低限、白石。の「。」を取ると。キャッチフレーズ的な位置づけだということを、よく理解してもらおう。

○徳永総務課総務係主査

そういう始まりが、おそらくダメとかそういう事にはならないかなと思うんですけど。他市町を見ると鉤括弧が強調するというのはあるからですね。

○喜多総合戦略課長補佐

強調したいところにやっぱり鉤括弧が付けてある。他市町の中で多用されているところがあります。

○山口総合戦略課長

助長したいところとか、ここも若干キャッチフレーズに近いような文言ですね。

○会長

強調したいがために鉤括弧を付けているわけですね。

○喜多総合戦略課長補佐

段落替えして、鉤括弧つけて、すぐまた段落つけてみたいな。

○徳永総務課総務係主査

それは法制的にもたぶん鉤括弧で強調というのは、分かりやすくするためにあると思いますね。

○会長

ある意味、常識破りな、破れが良いんですよ。理念条例というのは通常の条例とは常識が違う、表現が違っていて、理念条例らしくなるので、とりあえず現段階では、白石のあとの「。」を取って、事務的に検討して鉤括弧で囲むか、鉤括弧無し、だけで「。」を取るだけにするか。ちょっと検討してください。他に何かございますか。もう1行空けるだけで全然違うと思うんだけど。他市の例でそういうのはない？1行空けるとか。前文だからね、前文だから表現上の問題なんだよね。

○喜多総合戦略課長補佐

今、手元にあるのではちょっと見当たらないですね。

○会長

じゃあ1行空け無しで、「。」を取るだけか鉤括弧を付けるか。ちょっと検討してください。他にどこかございますか。全体としてどうでしょうか。改正1と改正2、どちらがよろしいでしょうか。改正1と2を比べると、2の方がかなりすっきりとする感じはしています。シンプルさで言うと間違いないです。一方でシンプルにしたがゆえに、表現が足りないと言われかねないところもありえます。大きく違うのは、やっぱり定義づけの第2条のところですよ。第2条のところ、そして、第6条と第7条のところを2つに分割しているのが、改正2です。改正1と2、どちらが印象として良いと思われませんか。まずそれを選んだうえで、もし、文言修正等が必要な場合には考えたほうがいいのかという気は致します。改正1、2、前文、目的は変わり無し、定義のところがちよっと違う。その定義を集約した分、第5条、6条、7条、この辺りのところで微妙な違いが出てきているという風になります。事務局としてはどっち推し？

○山口総合戦略課長

事務局の方で考えたのは、やっぱり会長が先ほどおっしゃたように、例えば市民活動を、ここで会長が書き出してある意図というのが、おそらく町外であるとかそういうところを意識したんであろうとかいう、汲み取り方をずっと内部的に、会長はこういう意味で書かれたんじゃないかな、というのをずっと考えていました。その上で、改正2のところについては、そこを包含できるのであれば、なるべくシンプルな方、小さいお子さんからお年寄りの方まで見やすい状態にした方がいいのかなというのを汲み取って、どちらかという改正2の方でシンプルにまとめたというような経緯です。

○会長

そしたら、私の意を含ませるとすると、第2条、定義の(3)のところですね。町民等のところで、「町民及び町内で事業を営み、又は活動する個人及びNPO等を含む法人、その他の団体をいう。」NPOというのは、非営利活動法人なので「活動する個人及びNPO

等を含む法人、その他の団体をいう。」営利企業だけでなく非営利企業もということで、それを入れてもらえれば、私の意図は通ずるので、「町民及び町内で事業を営み、又は活動する個人及びNPO等を含む法人、その他の団体をいう。」という修正案でどうですか。問題なければそうしていただくことで、改正1をかなりシンプルに集約したことになります。どうでしょうか。改正2の方で修正すべきところを修正して、成案にするという方向付でいかがでしょうか。

○委員

私はこの、基本的には定義のところは改正1がいいな。ただ、第6条の中で改正1は地域づくり協議会の設立というのが埋もれてしまっているの、改正2のように1つの見出しがついている方が分かりやすいなと思います。ただ、ちょっとわからないのが、この改正1の方は、第6条に「地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。」と入っていて第7条ができる。ですが、改正2は協議会の設立が別条になったら、第7条が無くなるというのは、なぜかなど。

○会長

それは市民活動団体というネーミングというか、改正2の方では入れなかったの、定義自体から外しているわけです。市民活動団体という名称は改正2の方では出てこないことになるんです。そうすると、改正2の方向だけれども、定義づけは改正1の方が良いということですね。

○委員

でも、そうすると改正2で定義づけをすることによって条項に市民活動団体の役割と取組が入ってくることになりますよね。

○会長

ですから、市民活動そのものを外しているの、改正1の(6)は当然削除になるわけです。改正2の方では、定義づけから外していますので、それに関わって市民活動団体の役割等も改正2の方には入ってこないということになります。そしたら、改正2の方をベースにして、もし文言の訂正があればご一報いただきたいと思います。改めて改正2の方で、条例の名称は平仮名のまちづくり条例、前文は先ほど言った第1行目の表現をちょっと工夫すると。そして2段落目の「そこで」のところを改行して、段落を変えて、主語を「私たちは」にする。それに伴って、2段落目の「私たちは」は削除。「少子高齢化と人口減少が進み、町民の地域への関わりも希薄になりつつあるなかで、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを進める必要があります。」で、段落変えて、「私たちは、地域の課題に関心を持ち、住民同士が話し合い、全ての人々による協働のまちづくりを進めるために、この条例を制定します。」と、3段落構成にするということになります。

○委員

2行目の「私たちの」というのを削るんですよね。

○会長

いえ、それはそのままです。2行目の「私たちの町は」はそのままでもいいです。2段落目ですね。2段落目の「少子高齢化…」の中で「希薄になりつつあるなかで」の後の「私たち」を取る。で、

目的 第1条はこのまま。定義 第2条(3)のところだけちょっと変更。(3)町民等の中に「又は活動する個人及びNPO等を含む法人」を加えると。(4)変更無し。(5)変更無し。基本原則も、改正1と比べると、「対等な関係で役割を分担しながら」というのを改正2では外して、「相互の立場を尊重しながら協働のまちづくりを推進する。」「役割を分担しながら」を取って、代わりに「相互の立場を尊重しながら」という文言に変えている。いいですね。2項は、主語が「町民等」から「町民等及び町は」になっています。改正1の2項と3項を整理しているんですね。改正1の2項は「町民等は、まちづくりに主体的に、対等な立場で参加する。」3項は「町民等及び町は、まちづくりに関する情報を相互に共有し、協働のまちづくりへの参加を推進する。」第4条は変更無し。第5条は変更無し。第6条もこのまま。第7条もこのまま。ということで、ちょっと改正案を1部修正する形のを最終的な案にしたいと思います。よろしいでしょうか。全員お揃いではございませんが。はい、その方向でちょっと進めさせていただきます。結局のところ宿題として残ったのは、さっきの前文のところだけなので、ここでちょっと決着を付けましょう。このために次回会議を開くのはあまり生産的ではありませんので、ちょっと事務局で考えて、と言いましたけれども、一応鉤括弧無しで白石の後の「。」を取るだけで、取りまとめたいと思います。どうですか、鉤括弧付きの方がいいですか。ちょっと今までの条例にはあまり馴染みが無いので。これ、一般に公開する時には、ここを太字にしてもいいんだよね。あくまで条例としては同じフォントだけど、町民向けに何か出すときには、太字でもいいんだよね。

○山口総合戦略課長

それがHP上の条例というコーナーで出てしまうんだったらちゃんとしないといけないんでしょうけど、周知するくらいだったらですね。

○会長

法規集だったら厳密だけれども、一般町民に見せるためだったら太字でやったっていいわけでしょ。それは。

○喜多総合戦略課課長補佐

見せる為だったら会長が言われるように1行空けたほうが分かりやすいですよ。

○会長

そしたら、とりあえず「。」を取るだけにしときましょう。条例そのものとしては。それで、市民向けに何か出す時に、場合によっては1行空けるやり方を取る。という形にしましょう。はい、ということで、今の改正案でとりあえず進めさせていただきます。今後の予定としては、ここからは事務局に返します。

○山口総合戦略課長

会長、確認のために1ついいですか。前文の1番初めところと2行目からの「まち」ですね。「まち」の使い分けですけれども、これは、平仮名の「まち」というのは、広く捉えて意味での「まち」で、漢字の「町」というのは所謂、行政機関としての「町」ということですよ。

○会長

そうですね。「まちづくり」という場合には、やっぱり平仮名を使うのが一般的で、「白石町のまちづくり」の場合には、「白石町」の「町」は漢字、「まちづくり」の「まち」は平仮名になる。そういう解釈で説明すれば理解していただけたと思います。はい、では今後の進め方、事務局からお願いします。

#### 4. その他

○山口総合戦略課長

ありがとうございました。次第ですけれども、その他の項に入りたいと思いますけれども、第4回目の会議を、内容的には決着はつきましたが、確認という意味で1回、12月の下旬に開きたいと思います。その後ですけれども、これは内部の段取りではございますけれども、例規審査委員会に諮って、その後にウェブ上でという話になりますけれども、インターネット上でパブリックコメントを行い、問題なければ3月議会の方に提案するという形になります。

○会長

これ、パブリックコメントをそもそもかける性格のもの？

○山口総合戦略課長

私どもの認識でしたら、住民の皆様に関わる所なのでパブリックコメントやるのかなと思っていたんですけれども。

○会長

ちょっと待ってよ。これは、最終的には議会で決めることだから、パブリックコメントで条例案について意見をもらうというのは、普通そういうのあり？

○徳永総務課総務係主査

今日ちょっとパブリックコメントの目的が広く、そもそもこの会議自体を公表していらっしゃるということだったので、広く町民の意見を求めるんですけど、それを受けて、大幅に変えるとかではまずないんですけども、ちょっと町で作っている要綱のなかでは、町民に関わる条例などを制定するときは、できる限りパブリックコメントを行う。という取り決めがあります。

○会長

それは前例があるのね。条例案についてのパブリックコメントをやってきた前例があるのね。

○徳永総務課総務係主査

ちょっとその条例で今までされているのが、おそらく道の駅、だったかな。とにかく町民に深く関わる条例を制定したという、新規制定というのがそんなにはないですね。

○会長

そうですか。いや、議会の怠慢だって怒られません？これをパブリックコメントにかけて。本来、議会で条例は審議するものだから、議員は町民の代表なわけで、総合計画とかさ、そういうのは幅が広い内容だしパブリックコメントが必要なんだけど、私、その辺りの手続きはよくわからないので、執行部の方針に従うけれども、そもそも条例案のパブリックコメントってやるのかなという気はしたから。

○徳永総務課総務係主査

町民の方の権利とか、罰則を含むものとかそういったものを定義したりという時が、基本的にはおそらくパブリックコメントをする。ただ、その最終確かにおっしゃられるように議会になります。踏む手順としては、町民の意見も聞きましたで、例規審査委員会でも意見を聞きましたで、これが町の最終案です。そして議会で審議するという形がいいかなと思います。

○会長

議会で説明する上でもそういう手続きを踏んだということですね。分かりました。いいですよ。そしたら、パブリックコメントでどんな意見が出るか分かりませんが、一応、次、12月にもう1度会議を開くという予定ですね。

○山口総合戦略課長

それとまた日程調整ですけれども、12月の下旬を予定しています。

(話し合いの結果)

それでは、第4回の会議は12月18日(月)か20日(水)の19時から行う予定です。委員の皆様、他に何かございましたらお願いいたします。

## 5. 閉会

他に無ければ本日は長時間に渡って、ご協議頂きましてありがとうございました。本日の会議、速やかに終わることができました。誠にありがとうございました。これをもちまして、第3回白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議を閉会いたします。おつかれさまでした。